

暴力団対策法の改正について

～暴力排除活動の促進・行政対象暴力の規制について～

はじめに

最近の暴力団等による銃器使用事件や資金獲得活動による被害の状況を踏まえ、今回規定された「損害賠償請求等の妨害行為の禁止」等を実行あるものとするためには、国及び地方公共団体が、事業所等に対し、積極的に情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講じることが重要となって

● 暴力排除活動の推進 ～平成20年5月2日施行

市民生活の安全と平穏を保つため、事業者、国民が積極的に暴力排除活動を行い、又はこれを促進することが、今まで以上に重要となっていることから、国及び地方公共団体の暴力排除活動推進に関する一般的責務及び事業者等が安心して取組むための配意義務が規定されました。

ポイント

☆現行法において、初めて暴力排除活動に関する明文規定が設けられました。

☆具体的内容（例示）

一般的責務として

- 各種暴力排除活動の行事に関する協力や後援
- 暴力排除活動に関する知識や思想の高揚を図るための広報啓発
- 暴力団員による不当行為の対処方針や対処方法に関する助言や指導

配意義務として

- 被害者等に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の申出があった場合に、申出者の本人確認、利用目的の審査等の厳格化
- 暴力団員から被害を受けるおそれのある人に対する危害行為の未然防止

● 行政対象暴力の規制 ～平成20年8月1日施行

行政機関等に対する一定の不当な要求行為が、暴力的要求行為として規制する行為に追加され、公安委員会による中止命令等が発出できることとなりました。

ポイント

追加される暴力的要求行為

- ☆許認可等に関する要求行為
- ☆公共工事の入札・契約に関する要求行為

※行政対象暴力を見たら、聞いたら通報をお願いします！

● 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任の拡大強化～平成20年5月2日施行

損害賠償請求に係る指定暴力団の代表者等の責任の範囲が、対立抗争における暴力行為による

● 損害賠償請求等の妨害行為の禁止～平成20年8月1日施行

損害賠償や事務所使用の差し止め等の請求に対する妨害行為が禁止されました。

● 対立抗争等に関する賞揚等の規制～平成20年8月1日施行

◎ 詳しくは、山形県警察本部(023-626-0110)組織犯罪対策課まで、お問い合わせください。